

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工事業の廃止措置計画変更認可申請に係る行政相談
2. 日時: 令和5年6月14日(水)10時00分～11時30分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 施設管理課 課長 他5名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。  
※一部に不開示情報が含まれていたため、当該部分に黒塗り処理を行っています。
6. 提出資料  
・人形峠環境技術センターの加工事業の廃止措置計画変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工事業の配賦措置計画変更認可申請についての行政相談を始めたいと思います。よろしくお願ひします。
0:00:15	それでは井戸技師。
0:00:20	よろしいですか。
0:00:22	はい、衛藤原子力機構の東です。本日は2行目の加工し事業の初声景観計画の変更認可申請との連携と考えております。中身は多少最後説明しますけども1町で設備を
0:00:36	恒川に関するJ S P東名が設置することを考えております。まず提出日より、志村さんの目指しをもとに、このような変更認可申請いわゆるを考へてるかというのをちょっとご説明したいと思ひます。では新居営業担当からお願ひいたします。
0:00:55	はい。人形神戸の河本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。いたします。まず資料の確認の方からさせていただきます。お手元の方に人形峠環境技術センターの加工事業の廃止措置計画変更認可申請についてということで7ページもの
0:01:15	の資料があるかと思ひますけども大丈夫でしょうか。
0:01:21	慶長の水間です地元いただいたものございます。
0:01:28	はい。それではですね今回の行政相談、2始まり始めまして、まずセンターの方ではですね、ウラン濃縮原型プラントの加工の事業に関わりまず、配送ちいにおいてですね。
0:01:45	U F 6 の詰替設備であるとか、洗缶設備、あと伴シリンダハンドリング建屋の設置等につき関わります。
0:01:56	廃措置計画変更認可申請を行う予定としております。
0:02:04	申請に当たりましてはまず、2回に分けて現在行うことを計画してございまして、1回目につきましては、
0:02:14	積み替え設備、あと洗缶設備。
0:02:17	T i m b e r ハンドリング建屋の設置等に関わります基本方針を申請いたしまして、
0:02:24	その後、2回目につきましては、設計及び工事の計画を申請する計画としております。今回は、まずは主な設備等の概要。
0:02:38	その他、基本方針をご説明したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。説明に当たりましては、担当の方からさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:02:50	はい。人形峠ミヤケです。意向を
0:02:55	お手元の資料に沿ってご説明いたします。
0:03:00	初めに資料1ページ目に小村設備等の概要です。
0:03:05	こちら、
0:03:07	詰替設備、洗缶設備、シリンダハンドリング建屋等の概要をご説明いたします。
0:03:16	それらの設備の配置を図の1の方に示しております。
0:03:20	手元の資料の4ページ目をご覧くださいませでしょうか。
0:03:28	4ページ目の上段のところ、図の1、こちらが、
0:03:33	新しく設置する設備の配置となっております。
0:03:38	詰替設備、洗缶設備につきましては、今、ウラン濃縮原型プラントの、
0:03:47	中に設置することとしておりまして、
0:03:50	今、建屋の中に設置されている設備を解体撤去した上で、そこに新たに詰替設備と選果設備を新設設置いたします。
0:04:02	一方、シリンダーを一時的に保管するシリンダハンドリングパテあ、こちらにつきましては、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> このウラン濃縮原型プラントの、
0:04:14	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> こうした建屋を設置する計画としております。
0:04:22	うちは1ページ目の本文に挙げてない。
0:04:26	今の図のところはご発言いただいて、よろしかったですか。
0:04:31	いつなどわかってしまうと思うんですけども。
0:04:36	そこ概要の資料としては、図の1とか0には、
0:04:42	非開示箇所になってるかなと思うんですけども。
0:04:46	原子力機構の東です。ちょっとそこはちょっと説明があれだったので機器、人形峠の方説明の際は規制庁さんの資料を持っていますので、
0:04:57	ご覧の通りですとか、そんな形でちょっとあまり具体的な箇所場所具体的な場所を言わずに、
0:05:05	追加設備はここですか、そんな感じで説明をお願いします。
0:05:10	はい承知いたしました。失礼いたしました。はい。はいすいません <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> につきましては非開示とさせていただければと思います。
0:05:25	では1ページ目、本文の1ページ目のところに戻ります。
0:05:33	1ページ目の下段、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:05:35	(1) 詰替設備のところがございます。今までおっしゃったのは大丈夫なの。
0:05:44	配置とかにはまだ連携、言及してないから。
0:05:49	OKっていう理解でいいんですか。
0:05:51	OKもらってもらわなきゃいけない。
0:05:54	やり直し。申し訳ありません。
0:05:58	もう一度その元からご説明させていただいてもよろしいでしょうか。
0:06:04	初め、
0:06:07	荒田良化っていうのはどういうことですか。
0:06:12	はい。資料の冒頭の理由討議コウモトの発言のところから、もう一度やらせていただくことはできますでしょうか。
0:06:42	ちょっと待ってくださいね。
0:06:48	はい。
0:07:17	施設の個別の応答。
0:07:21	近藤さんがおっしゃってるんだけどその途中からでいいんでもうちょっと、柚木をつけて、御説明続けてください。
0:07:32	配送しました。
0:07:34	でしたら、
0:07:39	では2項、2項の主な設備等の概要から、引き続きご説明させていただきます。よろしくお願いします。
0:07:47	はいお願いします。
0:07:50	はい。続きまして2項、主な設備等の概要です。
0:07:54	この詰め替え。
0:07:56	はい、村瀬尾藤の概要です転換設備、シリンダハンドリング建屋等の概要を以下に示します。それらの配置は図1に示しております。
0:08:05	初めに(1)詰替設備です。
0:08:08	詰替設備は、貯蔵シリンダから輸送シリンダに核燃料物質、6フッ化ウラン以下UFVIと言います。
0:08:17	詰め替えを行うもので、以下の設備から構成いたします。
0:08:21	設備構成を図に示しております。
0:08:25	元発生系、こちらは貯蔵し輪番、
0:08:29	48ワンシリンダーもしくは30Bシリンダになります。
0:08:33	こちらを発生槽に装填し、オンプレで間接加熱して、
0:08:38	いうエシックスをガス化し、回収系に移送する系統です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:08:44	回収系。
0:08:45	こちらは輸送診断 48 は石井委員がもしくは 30 便診断、こちらを回収槽に想定し、冷風で間接冷却して、
0:08:55	発生系から移送されたフィックスガスを業務を回収する系統です。
0:09:02	淡路K。
0:09:04	シリンダ交換時、窒素ガスで配管内に残ったU F V I ガスをパージ、吐き出しする系統です。
0:09:13	でパージされたU S V I ガスは、コードトラップで凝固回収して、
0:09:19	コードトラックで回収しきれなかったものは、ケミカルトラップで吸着剤に吸着させて回収いたします。
0:09:27	サンプリング系。
0:09:28	濃縮同不純物分析のために、アシックスガスをサンプルごとに再する系統です。
0:09:37	U S V I を採取したサンプルボトルは小分け装置にて確立し、U f V I を生かし、品質にした上で、サンプルを基に分収いたします。
0:09:47	その他監視制御を行う設備があります。
0:09:51	他に議会局に関してご質問等ありますでしょうか。
0:10:00	本来、ご説明ありがとうございますここに出てきたね、いろいろ系統をご紹介いただいたんだけど、
0:10:10	これ、特にちょっと発生槽と回収倉庫って呼ばれてるやつはこれを既設のものがあるっていうそういう、
0:10:18	理解してもいいんでしょうか。
0:10:23	この発生層回収層も、今、
0:10:29	浦野大槻原型プラントにある既設のものは二つ清掃か主訴を、今、連携、秋月の方におきまして、新たに、
0:10:39	新たな発生槽回収槽を設置する計画です。荒谷、荒田新です。大津都築です。
0:10:49	規制庁の方ですありがとうございます等を既設のものがあるんだけども新しいのを追加する予定を設置する予定ですと。
0:11:01	ということですはいわかりましたはい。続けて、ここにあれば、
0:11:06	なければ。いえ。はい、ご理解の通りですが、ありがとうございます。
0:11:11	では続きまして、はいじゃあ続けてください。
0:11:15	はい。続きまして、
0:11:18	続きまして 2 ページ目に入ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:11:25	ページ (2) 選果設備です。
0:11:29	フィックスこれくらい。
0:11:32	大川久野やっぱ貯蔵シリンダーの原子力事業者に譲り渡すために、前回設備は、貯蔵センター内部の洗浄と、
0:11:43	はい、廃液の処理を行うもので、以下の設備から構成いたします。
0:11:49	転換設備を図3に示しております。
0:11:52	輸送シリンダへいうVIを詰め替えた後、空となった貯蔵シリンダ内部を水及び蒸気で洗浄し、
0:12:03	改装するための設備。
0:12:06	洗缶設備から発生した廃液の放射性物質及びフッ素を除去する設備。
0:12:13	その他開始整備を行う設備から構成いたします。
0:12:17	こちらご質問等ありましたらお願いいたします。
0:12:25	ここまで、シリンダ便覧規制庁の本田です。ちょっとやはりさっきのね。
0:12:32	詰めた設備と同じ質問になってしまうんだけど、洗缶設備として挙げている中ですねいろいろ乾燥させるためのとか、
0:12:44	別荘を除去する設備とか、こういうのもやっぱり今回新しく。
0:12:49	設計するっていうふうな理解でいいんでしょうか。
0:12:55	アホ理解を行った。
0:12:58	はい。
0:13:01	いつでも新しい形で設置いたします。
0:13:06	おわかりありがとうございます。
0:13:09	新しく設置することは、これが今、今現在は、全部設置されているものではなくて、
0:13:16	ということです。つまりその加工の事業として必要な設備ではなかったという感じですか。
0:13:25	あ、はい。ウラン濃縮原型プラントにはこうした設備が設置され、現在設置されてはおりません。
0:13:34	規制庁の本田さんはわかりました。
0:13:38	いやをね、引き続きお願いします。
0:13:41	はい。では引き続きご説明させていただきます。2ページ目の(3)シリンダハンドリングとペア。こちらは、この後の2.2項に示す。
0:13:52	シリンダのハンドリングを行うために、貯蔵シリンダー理想シリンダーを一時的に保管する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:14:01	シリンダハンドリング建屋となつてましてこちらを新たに設置いたします。
0:14:07	(4) 番、電源設備ユーティリティー設備。
0:14:11	これら電源設備ユーティリティー設備に関しましては、必要、必要に応じて、今既設の設備がございますのでこちらを更新して使用する計画としております。
0:14:24	以上が大空設備等の概要となります。
0:14:32	続きまして、
0:14:35	2 ページ目の下段のところ、2.2 項、シリンダハンドリングの概要です。
0:14:42	シリンダハンドリング概要を以下に示しております。
0:14:45	通議論の方も併せて参照していただければと思います。
0:14:53	本部の方、読み上げますと、既設の核燃料物質の貯蔵施設、二番、クレーンがありませんので、このリストを使って、日前にある。
0:15:05	貯蔵シリンダーから順次取り出しを行います。
0:15:10	シリンダーを取り出した後は、シリンダ置台を、
0:15:15	適宜取り外すペインフォークリフトが、
0:15:18	奥川にある次の心であり、接近できるようにいたします。
0:15:27	既設の核燃料物質の貯蔵施設の奥側にあるシリンダから詰め替えを行いますので、
0:15:35	手前にあるシリンダーは、
0:15:37	キリンがハンドリング縦搬送し、
0:15:40	詰め替えの順番が来るまで、一時的に保管いたします。
0:15:46	こちらは、
0:15:48	5 ページ目の図の 4 の番号一番、東海ところの搬送操作となります。
0:16:00	2 本分次ご説明いたします。
0:16:04	既設の核燃料物質の貯蔵施設の奥側にある、シリンダワン、直接ウラン濃縮原型プラントの首藤へ搬送いたします。
0:16:18	こちらは図の 4 の、
0:16:20	数字番号 2 番の搬送操作であります。
0:16:27	U f V I を詰め替える前野からの移送シリンダー、こちらは詰め替えを行うまで屋外。
0:16:36	保管した後、
0:16:38	直接、ウラン濃縮原型プラントの人へ搬送いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:16:44	こちらは図の4の番号3番の操作となります。
0:16:52	U f V I を充填した輸送シリンダはシリンダハンドリング立て搬送して、
0:16:58	いずれ私まで保管をいたします。
0:17:01	こちら図の4の四番の操作となります。
0:17:06	うん。
0:17:07	辛くなった貯蔵シリンダは、シリンダハンドリング建屋または既設の核燃料物質の貯蔵施設へ搬送し、譲り渡しまで他をいたします。
0:17:20	なお、既設の核燃料物質の貯蔵施設で、
0:17:25	この辛くなった貯蔵シリンダを保管する場合は、
0:17:30	一度け取外していたシリンダ置台を復旧させ、
0:17:35	そのあと使用前事業者検査を実施する予定としております。
0:17:41	をここまでで一旦、ご質問等ありましたらお願いいたします。
0:17:47	はい。
0:17:48	これで一般質問をお願いいたします。
0:17:58	規制庁の問題でちょっと質問ってわけじゃないんですけどその中の最初のポツのね、あのクレーンがないからフォークリフトを使う。
0:18:08	いろいろ操作しますっていうところはちょっと、
0:18:12	文字だけではなかなかちょっといくつかないようなところがあるのかなと思って。
0:18:17	ありますんでちょっと、
0:18:19	こんな話になるかもしれないけどこの辺のね、ホールディングスのハンドリングの概要ってのはちょっと。
0:18:27	を使って、刀禰協の図面を使っていただくと、非常にこうすると。
0:18:33	減ってくるかなって気がしたんでちょっとこれは今後ね、これをどうこうっていうのは今後こう説明する機会がまたあると思うんで。
0:18:40	ちょっとそんな時にはちょっとそういった配慮をいただけると助かります。よろしくお願いします。
0:18:48	はい人形峠ミヤケ率承知いたしました。
0:18:56	ではそれではない。
0:19:00	はい、承知しました。資料の3ページ目の方に進みます。
0:19:10	はい。
0:19:11	1回目の廃措置計画変更認可申請についてのところですよ。
0:19:18	U f V I の譲り渡しに関わる準備状況を踏まえまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。



0:19:23	廃止措置工程の見直しを行います。
0:19:26	また詰替設備、洗缶設備、シリンダハンドリング建屋の設置。
0:19:33	及び、電源設備、UDP設備の更新についての基本方針は以下の通りといたします。
0:19:43	はじめに、(1)、詰替設備、洗缶設備、シリンダハンドリング建屋の設置についてです。
0:19:53	設計及び工事は、加工施設の位置、構造及び、
0:19:59	設備の基準に関する規則。
0:20:02	以下新規性基準といたします。
0:20:05	並びに、
0:20:06	加工施設の技術基準に関する規則。
0:20:10	以下技術基準と言います。
0:20:12	こちらの二つに両方に準拠いたします。
0:20:17	ウラン濃縮原型プラントは廃止措置中ですので、
0:20:22	とじ込み木野層筋のリスクに応じて、
0:20:26	耐震重要度分類や安全対策を講じます。
0:20:31	グレーデットアプローチを適用いたします。
0:20:37	耐震設計につきましては、静的設計法を基本として、
0:20:41	基本、既許可と同様の耐震重要度分類といたします。
0:20:46	こちらは後程添付1のほうで詳細ご説明いたします。
0:20:52	再編追加で、曜日、UDXが流れる配管は、
0:20:57	保護カバーで追うことによってフッ化水素h負の対策といたします。
0:21:05	主要施設のUFVIを加工施設に新たに設置、また使用施設のUFVIにつきましても、
0:21:14	加工施設に新たに設置する詰替設備。
0:21:18	洗缶設備、シリンダハンドリング建屋を用いて、
0:21:22	移送シリンダに詰め替えを行います。
0:21:25	こちらは添付2の方で後程詳細ご説明いたします。
0:21:32	(2)番、電源設備ユーティリティー設備の更新についてです。
0:21:39	既設設備のうち、廃措置計画の性能維持施設は、その性能を維持することが多い。
0:22:04	一番伊佐ホンダですけども。
0:22:07	今、何か発言されてます。
0:22:16	問題もあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:22:21	どこまで、
0:22:23	インターハンドリング系の設置等に関わる設計及び工事の計画を申請しますと、1回目ですか。
0:22:31	控え目に受ける気はしてきてる。
0:22:36	こんなですけど、えっとね、1本はちょっと音声途切れまして、
0:22:43	はい。1点ね。
0:22:46	二階がね。
0:22:48	心4ポツ、
0:22:51	はい、4ヶ月ぐらいのところから、ちょっと宮部さんがおっしゃってたのがちょっと聞こえなくなっていました。
0:22:59	坪内ました。どうぞ。
0:23:02	赤城委員と切り上げた日本、こちらはピカリング挨拶計画の並行認可申請についてということで、やはり、
0:23:11	安東新居管理につきましては、説明会設備、千賀整備。
0:23:20	人に関わる据え及び工事計画を申請いたします。
0:23:26	はい。
0:23:27	はい。この点ご質問等ありましたらお願いします。はい。はい。
0:23:47	何で2回に分けるのかちゅうのをちょっと考え方を教えてってないんじゃないですか。
0:23:57	校長の水野ですと、今回の申請を2回には黄色と思った理由を、訴訟難しい詳細に教えていただけますでしょうか。
0:24:11	はい。人形峠の三明です。
0:24:16	その後、
0:24:19	はい。考え方と違ってばハッピー。
0:24:23	1回目の申請で、
0:24:27	今度は設備がありますので、本申請、申請手続きの方、
0:24:35	選定の音信ですとか、
0:24:38	安全対策についてご説明させていただいて、
0:24:42	このC. 設備の設計方針、
0:24:46	安全対策のうち、それらを伊奈設計に反映させたいなと考えております。
0:24:55	5時間方針と安全対策をご報告。
0:25:04	これを基本としまして防を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:25:10	検討事項がありますので、そちらをバブルを合併ですそれで実際の設計に入っていきたいという意向があります。
0:25:22	どうぞ。
0:25:25	事業の神田でございます。ご報告させていただきます。配置計画の変更認可審査委員会におけるということなんですけども、泊ですね。
0:25:38	1回目の点をサプライズどう説明させていただいてる基本方針。
0:25:44	こちら基本方針ですね、欠席報酬対策等々のためですね、まず点検方法を別府清家の方に、
0:25:55	聞いたところで、新発設備設計を操作の方に反映させるということはず、最長我々やりたいと、そういったことで、向後詳細設計費
0:26:08	に関しまして、みたいになってですね、変更申請をしておりましたのが、現行の指針ですね。
0:26:18	そういったものを2回目のヒガシ前で、1人細かな産院候補を変更認可申請を認めていただきたいといったことで右側に分けていったところです。以上です。
0:26:44	土橋小東です。多分、
0:26:47	池戸都築町っていう、
0:27:00	よろしいか。
0:27:05	はい。人形の%でございます。ほとんどは形で理解されてると思います。はい。
0:27:14	麻生。前のです。
0:27:20	それはちょっと実績があるような指示でお聞きっていう形になります。
0:27:31	工藤が見るんで承知しました。ありがとうございます。
0:27:47	日本でも、
0:27:50	それは一般資料、さっき率積みます。
0:27:58	続きまして、治療法、6ページ目の添付1の比率。
0:28:11	資料できるんですが、オープン時期等ありまして、寸法設定させていただければと思います。いいでしょうか。
0:28:27	今日のミズノですと手元に資料ございますので共有。
0:28:33	大丈夫です。
0:28:36	はい、ありがとうございます。越智幹事でした。
0:28:40	続きまして、実は添付の1の方です。
0:28:44	こちら、耐震設計についての考え方の資料となっております。
0:28:51	初めに、1項基本方針です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:28:55	構築物、系統及び機器の機能の喪失による敷地周辺の公衆への実効線量が、
0:29:05	5mSv以下となるように設計し工事を行います。
0:29:11	耐震重要5Sクラスに該当する設備はありませんので、
0:29:16	鉛直地震力を考慮しない設計及び工事といたします。
0:29:23	冷たい設備、洗缶設備、シリンダハンドリング建屋の耐震設計は、
0:29:29	静的設計法を基本としまして、
0:29:32	既許可と同様の耐震重要度分類といたします。
0:29:38	静的設計法を基本といたしますので、動的機能維持等の評価を、は実施しないこととしております。
0:29:49	第1類、第2類は剛構造。
0:29:53	設備機器の一次固有振動数が20Hz以上となることを基本としまして、水平方向の地震力を考慮いたします。
0:30:06	第1例第2類について、5構造とすることが困難な場合、
0:30:11	また、耐震第3類につきましては、
0:30:15	局部震度法による弾性範囲にとどまる設計及び工事といたします。
0:30:24	2項、第2項耐震重要度分類です。
0:30:29	以下に示す考え方に従って、1類2類及び3類に分類いたします。
0:30:35	第1類、
0:30:37	キミプランを取り扱う設備機器及び密封ウランを閉じ込めるための設備費並びに臨界安全上の核的制限値を有する設備機器。
0:30:50	及び、その制限値を維持するための設備機器であって、その機能を失うことによる影響、効果の大きいもの、具体的には、親kgU以上の、
0:31:01	いうエシックスを内包するものとしております。
0:31:05	例えば例としましては発生槽回収槽、コールドトラップがあります。
0:31:13	第2類、こちら第1類との相違点は、
0:31:18	こちらは4行目以降のところでは、
0:31:21	500kgU未満で5kgU以上の上VI内包するもの、及び化学的制限値及び、
0:31:31	熱的制限値を有する設備機器としておりまして、それとしましては、ケミカルトラップ成果設備が挙げられます。
0:31:41	第3類につきましては、第1類、第2類以外の設備機器としております。
0:31:49	ここまでがご質問等ありましたらお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:32:14	規制庁のホンダですありがとうございます。ちょ。
0:32:19	兵庫上げ業務ならですね、耐震設計とかですね耐震重要度分類っていうところはちょっとなかなか。
0:32:27	業務がちょっとこれまでなじみがないところでございまして、恐縮なんですけれども、この辺のこういった、
0:32:35	例えばね、S江藤1、基本方針の最初のポツにある耐震重要です+に該当する施設設備がないことからとかね。
0:32:45	そういったことってのはいわゆる加工、ウラン加工施設の
0:32:51	耐震設計、そういったところのガイドとかが基準とかそういったものに照らすといえるっていうことを呼びかけて示していただいているってことで、になるんでしょうか。
0:33:09	人形峠ミヤケです。
0:33:13	加工施設の概要としましては、はい。先ほど本文の、
0:33:27	今本部の案3ページ目の、
0:33:33	参考の(1)のところの一つ目のところで、
0:33:37	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則。
0:33:44	こちらを挙げさせていただいております、
0:33:47	この規則の、
0:33:49	解説の、
0:33:51	戸次の方に、
0:33:53	耐震条件等が規定されております。
0:33:59	多分、
0:34:00	こちらは
0:34:03	来園路構造設備の基準に関する規則の別記を見ましても、明確になっていない。
0:34:12	部分が実はありまして、安保。
0:34:16	そこがこの後、鉛直地震量、鉛直地震力の考慮の有無ですとか、建築家の、
0:34:26	この耐震重要度分類における、このウラン量の幾らが幾ら以上のウラン量であれば、イチルイなのか2類なのかというところ。
0:34:38	が、上期されていないところとなっております、
0:34:43	こちらに、そう、それ
0:34:47	明確になっていない部分について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:34:49	今我々の考え方としては明確なライバルについて、今は李の馬鹿でして、明確になってない部分を今こちらに記載しているというところになっておりまして、
0:35:02	はい。補足させていただきます2行の簡単でございます。
0:35:07	先ほどからのミヤケの方から、1工場及び設備の技術基準は規則ということで新規制基準といったところ。
0:35:18	これに関しましては、加工事業者が、バックフィットです、加工事業変更許可を、それぞれの各事業者、
0:35:29	新規制基準で対応をされておりました、当然こういった安全上重要な施設があるかないかというのも審査いただいているといったところになってます。
0:35:41	で、過去、今日本の加工事業者につきましては、Sクラス無の施設はないと。
0:35:49	いったところで、案に関しましてですね、そういうそういったところをにはなっております、当然このSクラスがないというものに関してはこれは審査の過程で、
0:36:02	規制庁殿が判断されることっていったところにはなるんですけども、我々は5m S v以下という観点で、設備設計を行うといったところになります。
0:36:14	ただ、今回の1回目の廃止措置へ、計画の変更認可申請で、基本的な方針で申請させていただいて、そういった観点で、設備設計を行う。
0:36:31	います。そういった設備設計を行った後に、自己評価というのを今後行いますので、そういった自己評価の中で、5m S vにならないような設備設計。
0:36:43	我々は考えているといったところで、さらに、5m S v以下というのはですね安全上重要な施設、
0:36:53	及び資料補助があることになっておりますので、そういった観点と、あと加工事業者、林業もそうですけども。
0:37:03	聖蹟地震力で、設備設計を行っておりますので、今までと同様な設備設計。
0:37:11	もう静的地震力で、今後も新しい設備に関しては対応していきたいといった考えです。その中で、
0:37:22	第45分類と分け方がございまして、これはUF6の内包の量から分類行っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:37:35	これは加工事業許可を不足する際にはですね、これはウラン加工施設の安全審査指針とか、そういったものに定められている。
0:37:48	耐震ロード分類のグラン量の量からですね、そういった重度分類を分けているといったところで、そういった部分は、
0:38:00	今の許可の内容の分類で、今後も設備設計をしたいといったものでございます。以上です。
0:38:13	施設のごめんなさいありがとうございますまずは今の値段。
0:38:20	運用協議、
0:38:22	そのウラン現行プラン等としてその加工の事業、埋設段階なんですけどまだ加工の事業の仮工事、括弧ウラン加工事業者としての許可とか、
0:38:36	設備とか等、
0:38:38	あとそのほかのね、現役のウラン加工。
0:38:42	事業者、
0:38:44	安全審査区のこういうこんな横目で見つつですね、こういった、
0:38:51	設計と今後の設計するというふうなお考えで、
0:38:58	やられるということはよくわかりましたので、まず、引き続きっていう考え方ですけども、
0:39:06	また次、加治喜多平良暗黒事業者さんの動きってのちょっと、
0:39:11	よく、
0:39:13	見ていただけるといいかなと思います。本日はありがとうございます。
0:39:26	はい、ありがとうございます。会社、
0:39:32	すいません。規制調査課長。
0:39:39	規制庁さんの音声がちょっと20名、聞こえてしまっておりまして、はい、手嶋ホンダさん聞き取ることができたのです。
0:39:51	はい。1個、規制庁3年生が2回以降の出向にして、今回限りではなくて結構ちょこちょこあるでした。
0:40:07	なので、下の音声の回線の問題かなと思うんで、ちょっと人形峠の方は多分で、
0:40:16	1回決めた方がいいかもしれないですね。
0:40:21	まず学園求めて、引き続き説明させていただきます。画像で落としますかね。
0:40:32	今日。
0:40:34	今日聞かない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:40:36	はい。承知いたしました。
0:40:40	新たに今すごくクリアですよ。
0:40:43	こちらの方がいかがですか。
0:40:48	はい。やっぱり議会、やっぱり 20 で声が聞こえております。ちょっとちなみにすいません
0:41:00	比嘉さん、東さんの意見ですけど、私は今は大丈夫ですよ。ちょっと相馬が起きる前はいくつかありましたけど。
0:41:16	あ、そうですか。承知しました。そこはいかがですか。これは聞こえておりますが、ちょっと一旦来まして、
0:41:27	付けさせていただければと思います。
0:41:31	今日、
0:41:32	うち何回やってますよね、できるんで1回。
0:41:38	つけてみます。
0:41:40	これももちろん専門調書用意しないですけど、1回調整して、多分、あっちから落としてこっち側で、
0:41:48	もう1回共有外せば、ごめん。
0:42:03	これ、ホンダですけど、これ音声いかがですか。
0:42:12	ちょっとやっぱりすいません、犠牲になっておりますが、早田大瀬。
0:42:18	ちょっと一緒になっておりますが、わかりますので、
0:42:24	はい。続けさせていただければと思います。
0:42:28	吉松続けてください。
0:42:36	この耐震設計のところですね
0:42:43	ツヴァイ他の事業者さんの方も確認しながらということで。承知いたしました。実はこの他の事業者さんと、
0:42:53	違うところといいますかが何点かありまして、そこまで、まず1点目ですね、
0:43:05	この耐震分類一類2類の一井の
0:43:11	分類するにあたって今人形峠。
0:43:14	これは従来の加工許可と同様に、
0:43:19	500 k g U以上の、
0:43:22	UX来訪するものを、やっぱ異常を受けてください。そういうものを割り出して、一方他の加工事業者さんはここ実は、
0:43:34	従来は他の加工事業者さんも500キロであったのですが、と。
0:43:40	現時点で他の加工事業者さんここは5号機用というところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。



0:43:48	5k g U以上のものを第1類としております。
0:43:55	今進まずそこが今回のこの資料のないような、須磨坪井資料のない他の事業者さんの現状、
0:44:05	が違うところとなっております。
0:44:11	滝川ヒガシさんにプラスアルファで業者さん、大賀川尻さんが経営申請書を受けて、
0:44:23	行っているという状態なんですよね前回から人形峠っていうのは廃止段階でその上で設備を設置しますっていうことなので、そもそもちょっとフェーズが違いますというところも大きな違いです。以上です。
0:44:43	はい。違いとしてもう一つ挙げさせていただければと思いますが鉛直地震力の考慮についてです。
0:44:53	こちらも
0:44:57	鉛直地震力を考慮されてる事業者さんも、
0:45:01	あるのですが、今こちら人形峠側では、鉛直地震力は考慮しない計画とし、地震の方は考慮しない。
0:45:13	計画としております。納入を行ってあげさせて、
0:45:20	において上げさせていただきますと、あと他の事業者さんご耐震分類I種類につきましては、
0:45:30	1201は、先ほどの規則に定められた静的振動を上回る、
0:45:41	具体的には、水平方向でいって0Gで鉛直方向考慮されてる事業者さんは、現状ほぼ0.5Gという、
0:45:53	水平地震力を付加した上での設計をされておりますが、今我々人形峠側では、
0:46:02	先ほどの新規制基準の別記に記載されている、静的震度ソース、
0:46:10	こちらを使ったりされている、整備措置を使って、評価しようとしております。すいません。補足です。委員の神田でございます。
0:46:20	鉛直地震動を地震力の向上を、たまたま今の許可が、直地震動を地震力。
0:46:31	に関しましては考慮しないという設計になっております。に関しまして、バス運転もありましてはそっちに向かっているといたところも考慮しながら、従来の既許可の内容、
0:46:43	に応じて、鉛直地震動、地震力は考慮しないといった運動を1.6%考慮したいと言ったところ、それから一次設計っていうお話もございました

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

	けどもこれ加工事業者によっては保守的にですね、1時まで見ている事業者さんもいるといったところで、
0:47:02	我々は規則、技術基準とかですねそういった規則に応じた、そういった地震力、
0:47:13	で、設計しますよといったことで対応させていただきたいといったところでございます。
0:47:31	はい、規制庁のホンダフェアの続けてください。
0:47:38	はい。そうしました人形峠ミヤケです。それでは資料7ページ目の添付2の方に進みます。
0:47:52	こちら使用施設のU F V I の加工施設での詰め替えについてとなります。
0:48:01	センターの使用施設、
0:48:04	施設では、遠心分離法による、
0:48:08	ウラン濃縮試験を終了してまして、
0:48:11	ウラン濃縮試験に今日スターU S V I を核燃料物質貯蔵庫で貯蔵しています。
0:48:19	主要施設の言うV I は、
0:48:21	加工施設に搬送しまして、
0:48:24	解剖施設に新たに設置する詰替設備、洗缶設備、シリンダハンドリング建屋を用いて、輸送シリンダあり詰め替えを行いまして、
0:48:36	原子力事業者に譲り渡しを行います。
0:48:41	加工施設に設置する設備を用いて、主要施設のU F V I の詰め替えを行うにあたって、
0:48:49	仕様変更許可申請及び加工事業の、
0:48:54	一つ計画変更認可申請を行います。
0:48:59	こちらにつきまして
0:49:02	3点を補足させていただきますと、
0:49:06	加工施設の方に設置する設備、詰替設備等、
0:49:12	使用施設との共用設備とすることを考えております。
0:49:20	約、加工施設の有利V I 等使用施設のU F V I 、これは原則別々の輸送シリンダあり。
0:49:31	詰め替えを行い、行うこととしておりますが、
0:49:36	やはり詰め替えの最終段階で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:49:39	シリンダーの最小充填量に満たない、U f V I が余っ生じてしまいますので、そうした場合は、
0:49:48	加工施設のU F V I 等、主要施設の言うV I オン、
0:49:53	一つの輸送シリンダーに積みかえることとして詰め替える予定としております。
0:50:00	3点目としましてですが、
0:50:05	先ほどの詰替設備のページ系ですとか、
0:50:11	洗缶設備。
0:50:14	こちらにつきましては、
0:50:17	加工設備の使用加工の設備と仕様の設備といった区別はしておりませんので、
0:50:25	慈恵の降雨トラップで回収した補U f V I ですとか、
0:50:31	あとは 8000 緩和設備全館設備側の、
0:50:35	で生じる廃液等につきましては、これは加工施設で発生した廃棄物として、
0:50:44	処理アース処理しようということを考えております。
0:50:51	わかりました。以上、一旦、こちらでここまででご質問等ありましたらお願いいたします。
0:51:08	沢木。
0:51:18	規制庁の五味さんご説明ありがとうございます。今日は主要なので、主要施設のね、あの方もちょっと非常に興味深いんですけど。
0:51:29	三つ目のポツでその使用変更許可申請。
0:51:33	を行うというご説明がありまして、そのどういう変更内容ですかっていうふうにお聞きしようと思ってたんですけど今まさに、一つは、加工施設に新たに設置する詰替設備と洗缶設備を、
0:51:48	主要施設と共用の施設にしたいと。
0:51:51	いうことをおっしゃったのでまずこれが変更内容の一つかなと思うんですけどこれ間違い、そういうことでいいでしょうか。
0:52:01	人間のカンダでございます。まだまず我々はですね、共用設備という考えもあると思うんですが、
0:52:11	もう 1 点ですね、仕様のものを原子力事業者に譲り渡すという観点です、今は措置段階の加工施設に使用施設の、
0:52:23	核燃料物質を譲り渡す、そういったこともできるのかなあといったところがあるんですけども、ちょっと廃止措置制度なんで、そこら辺をどう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

	なるところがあるんですが、またその新しいものとなっていったところが今悩みどころです。
0:52:39	で、共用設備、或いは加工施設への核燃料物質の譲り渡し、こういった方向がいいのかなっていったところも、今後調整させていただければなと思っております。
0:53:07	規制庁の方のご説明ありがとうございます。まさに与儀岩田椎野CTOね。それも、ちょっと条例とかよく、
0:53:18	解釈の解釈とかして、
0:53:21	調整必要だと思うんだけど、あのね
0:53:25	1本も1個の共用とした場合共用するってことはその検討の、
0:53:32	シンシアが入ってますってことであれば、ちょっとその先のことを考えちゃうとその原型プラントが主要設備、
0:53:41	原型プラント建物がありますでしょう。それが主要施設の一部の建物一つの建物になるっていうふうな、
0:53:50	ことになるんでしょうか。
0:53:56	あの人用のカンダでございます。実はですね、稟議も以前を行って、加工施設は加工施設というか、
0:54:07	今1遍CAPEランプを使用施設にした。
0:54:11	これISM処理という、そういった試験を行う時にですね。
0:54:18	今のどぶ通過付の設備っていうところがございますけども、その部分を、一時期主要施設に変更してですね。
0:54:29	対応をしております。試験が終了した、そういった当方につきましては、また使用から加工に戻したと。
0:54:41	いったところで、今人形の使用変更許可の中では、一時期は、ウラン濃縮原型プラントの仕様変更許可、
0:54:53	ええと、すいません。1時期仕様変更希望の中で、ウラン濃縮原型プラントが入ってましたけども、そういった原型プラントを削除した。
0:55:03	今の形になっておりますけども、同様に仕様変更許可の中で、建屋もしくは部屋ですね、そういった形のもので、
0:55:15	仕様変更許可の中で、ウラン濃縮原型プラントを、を入れるっていうことも可能だと思いますけども。
0:55:38	ホンダですけど、今、発言されてます。
0:55:56	規制庁の神田ですけど聞こえますか。
0:56:05	赤減少期間の東出さんたちは聞こえてます人形峠の方いかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:56:19	現状でちょっと人形峠と調整しますので少々お待ちください。はい。
0:56:27	サイクル研は親には聞こえております。
0:56:54	すみません。人形でございます。聞こえますでしょうか。
0:57:00	はい、江藤規制庁です。聞こえてます。
0:57:04	こちらの声はいかがですか。
0:57:08	はい。人形です。聞こえております。すみません。どうぞ。別のパソコンが起きてしまいましたんでちょっと音声が入切れてしまいます。また最後、
0:57:18	説明させてもらいますけどよろしいでしょうか。はい。お願いします。
0:57:28	原子力機構の神田でございます。仕様変更許可に関し分のパンダでございます。その周辺でですね以前ですねウラン濃縮原型プラント、こちらにつきましては、
0:57:43	加工事業許可から主要変更許可に変更を規制区分を変更した基実績がございます。
0:57:51	で、これに関しましては、ロック通の、カスケード設備、とかですねそういう部屋等をですね、ISA分するために、地域仕様変更許可。
0:58:03	の対象の大屋とか西田という経緯がございます。さらに、試験が終了した後は、周辺溝渠からから落として、
0:58:15	加工事業許可に戻したといった経緯がございます。そういったことで、今回の譲り渡しの設備に関しましても、州変更許可の中で、
0:58:27	浦野周辺パートという、もしくは建屋、そこら辺は調整事項になると思いますけども、そういった形の仕様変更許可。
0:58:38	手での追加といったところも、可能だとは思っております。これは詳細な内容は調整が必要だとは思いますが、はい。以上です。
0:58:52	ごめんなさいご説明ありがとうございますこちらに、ご説明の通り過去ね。
0:58:59	連携プラントの一部をしよう。
0:59:02	施設の一部として、
0:59:04	核燃料の使用という、
0:59:07	カテゴリーにして、その、
0:59:10	使用が終了した方がその元に戻すっていうかですね、普段原型プラントのその部分を使用施設から削除するっていう、経緯っていうのは
0:59:21	確かに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:59:23	過去に、そういった処分がなされた今日では承知してございますので今回はね、ちょっと加工工場っていうのももちろん参考になる形でのもう、
0:59:33	人形峠さんの方からご説明あつおっしゃった通り調整事項だと思いますので引き続き、その確認等々していきたいと思っております。
0:59:44	以上です。
0:59:56	はい、えっと人形峠ミヤケですどうもありがとうございました。
1:00:03	以上でご説明は以上となるのですが、ちょっとすいません資料戻ってしまうのですが
1:00:12	もう一度改めてご説明させていただければと思うところが何点かありまして、
1:00:19	ちょっと資料すいませんまず資料の2ページ目に戻っていただければと思います。
1:00:31	そう。
1:00:32	こちらのまず2ページ目につきまして、2、2ページ目の下段の2.2項のシリンダハンドリングの概要のところ、これの、
1:00:44	よ、四つ目のポツのところを書いてあるところになりますが、
1:00:49	今回言うエシック詰め替えるに当たりまして、空の輸送シリンダーこれは原子力事業者から借り受けたものを使用しておりますが、敷地、
1:01:00	耐震品を新品を原子力事業者から借り受けて使用することを考えておりますが、こちらは、
1:01:07	原子力事業者から借り受けてといったセンターの屋外で保管することを考えておりまして、屋外で一時的に保管した後、
1:01:19	ウラン濃縮原型プラントの首藤の方に運び込むことを考えております。
1:01:26	もう1点、もう1点目としましては一番下のポツのところ書いておりますが、
1:01:35	既設の核燃料物質貯蔵こちらシリンダーの置き台を設置した上でそこにシリンダを乗っけて貯蔵しております。
1:01:46	あのシリンダー取り出す際には一旦このシリンダの置き台の撤去が必要になっているのですが、
1:01:53	また再びこの既設の貯蔵庫に、シリンダーを、また何らかのシリンダを保管するとなった時にはこのシリンダーの、
1:02:01	置台の復旧が必要となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:02:05	沖田へ復旧した後は、我々機構の方で、使用前の事業者検査を実施いたしますが、
1:02:12	そのあとの規制調査の確認の有無等につきましては、こちらまたこちらでも今後調整させていただければと思っているところとなります。
1:02:22	ヒガンちょっと補足ですけど多分訴訟前確認のケア等、
1:02:27	と思っておりますので、これは対象外になりますので、そこはちょっと、にいたしました補足ありがとうございます。
1:02:41	こちらの部分について
1:02:44	エアシリンダの屋外保管等につきましてご意見ご質問等ありましたところにつきましてご意見等ありましたらお願いいたします。
1:03:03	施設の方のご説明ありがとうございます。今、エアシリンダの話はちょっとこれから申請書が出てきてね。
1:03:12	そこで、ここでちょっと言うべき話ではないなと思いますんで、実際申請書が出てきたら、じっくり2、
1:03:23	お話をさせていただきたいなと思っております。
1:03:27	よろしいでしょうか。
1:03:32	人形峠ミヤケですはい承知いたしました。またよろしくをお願いいたします。
1:03:39	はい。規制庁の本田であります。全体通して、
1:03:47	何ですか。今日の、
1:03:51	後、御説明使ってのご説明というのはここ、これで。
1:03:55	以上ということよろしいですか。
1:03:59	はい資料のご説明自体は以上となります。松田さんに確認事項ございます。
1:04:10	そもそものところろ細かな点等も含めてちょっと全体を確認させて欲しいんですけど。
1:04:20	まず1 ページ目の1月はじめにのところで、1回目の申請ではっていうのと、2回目の申請になっちゃって、1回目は設置許可レベルのものですと、2款7項に出てるものですよという、
1:04:34	話がありましたと。1回目の申請の認可を受けてから、2回目の申請までは、どのぐらいの期間を要して、その設工認レベルでの説明の準備ができるものなんでしょうか。
1:04:56	と今のご質問確認させていただければと思います。機構の方で1回目の申請をさせていただいた後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:05:06	当然1回目認可していただいてから提起させていただくんですけど、2回目を、今おっしゃったご質問は、1回目の申請を菊岡肥後。
1:05:18	今、ご質問は、1回目の時に起きた後、2回目の申請までに、機構側の準備にどの程度時間がかかるのかというご質問でよろしいでしょうか。
1:05:30	延長タツモトです。はい。少し繰り返しますが、1回目で、資本整備が2、その人カーオフ。
1:05:42	この内容を踏まえて、詳細設計の検討に入られると思うんですけど。
1:05:47	その詳細設計に必要な申請で必要となる期間はどのぐらいですかという質問です。
1:06:15	清澄タツモトです音声聞こえてますか。
1:06:19	杉田はいどうもありがとうございます。
1:06:23	はい、どうぞ聞こえておりますありがとうございます。
1:06:27	1回目の審査、1回目の申請の認可していただいた後、2回目の申請までにどの程度時間がかかるかというところかなと思いました。実際ですよ。今の段階で、大体このぐらいかなという目星があれば教えてください。
1:06:51	そうですね
1:06:54	歩いた上の申請で、1回目申請でその設備の基本方針、安全対策固めたん固めてそれを認可していただいた後それを、
1:07:05	2回目の申請に反映するわけですので、2回目の申請に反映するわけもそれなりの時間はかかるかと思っております。はい。思っております。
1:07:17	上と2回目の申請なんですけども当然1回目の申請で基本方針的なものを申請していく間にもですね2回目の申請の準備は進めていくと。
1:07:31	いったところにしておりまして、ただ詰め替えの工程もございますし、そういったことも考慮しながら1回目の認可法人はなるべく早くですね申請したいというのを考えております。
1:07:45	ですので、例えば、1年もかからないうちには申請したいといったところは我々考えておりまして、とにかく早く、
1:07:56	以下の申請後に、意見を申請したいといったところで、考えているところです。
1:08:06	長高本です。1回目の申請、基本方針なり安全対策なりっていうの審査にどのぐらい
1:08:14	時間がかかるかわかんないですけど、その審査と並行して、設工認、詳細設計レベルのものも検討を進められるということに、理解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。



1:08:28	えっとですねえ、よろしくお願ひします。
1:08:34	少し細かな話なんですけども、3 ページにいきまして、
1:08:40	1 階の、
1:08:41	早速、1 回目の申請についてというところで、まず新設は詰替設備洗缶設備新館ハンドリング建屋、
1:08:53	言うんですけど、この頭には何が含まれてるんですか。
1:09:05	人形峠ミヤケです。3 ポツの 3 ポツのところの、
1:09:13	今おっしゃった、等々というおっしゃった場所をもう一度ご説明いただけないでしょうか、ご説明いただけないでしょうか。
1:09:25	3 ページ目の一番上の 3 ポツの 1 回目の廃止措置計画変更認可申請についてっていうところの 2 行目になりますが、
1:09:36	詰替設備、洗缶設備、シリンダハンドリング建屋等の新設、
1:09:42	要は新設するもので、この三つ並んでるもの以外に何かあるんですかっていう質問です。
1:09:55	配送しました。
1:09:57	すいません。実はそこご覧いただきますと、
1:10:01	実は昨日一昨日仕様の見直しをお送りさせていただいておまして、実はすいませんそこの方等は実は
1:10:14	削除しております。ですのすいませんご質問にお答え、ご質問の答えとしては新設備としまして詰替設備と洗缶設備と、シリンダハンドリング建屋は基本的にこの三つとなります。
1:10:30	了解で。すいません。私がちょっと古いものを見てみたいで申し訳ないですけど、新設が六つの説明会変化シリンダで更新が、
1:10:40	権限とユーティリティというところで理解しました。
1:10:48	あ、はい。そうです。ありがとうございます。これちょっと不勉強の質問で大変恐縮なんですけど同じ 3 ページ目の、
1:10:57	3 ポツの (1) の、
1:11:01	3 ポツ目、耐震設計については、
1:11:04	既許可っていうんですけど、これ、既許可っていうのは、うん。
1:11:11	ごめんなさい新基準とかってのはとってるんですけど。取ってないんですけど。ドイツぐらいの許可のことをおっしゃってるんでしょう。なるほど。
1:11:24	はい、2、
1:11:28	はい、よろしいでしょうか。すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:11:32	お願いします。
1:11:34	営業の関係でございます。既許可というのはですね人形はですね、新規規制基準のバックフィットをに關しましては、加工事業許可、新規性基準の加工事業変更許可を行っておりません。
1:11:48	それで今後ですね、施設を廃止して解体撤去するということで、加工事業新規規制基準に伴う加工事業変更許可を行わずに、廃止措置計画変更認可申請を行って、
1:12:03	特別会計を行うといったところになります。今までこの期間というのは、当然かといったところになります。この本というのは、になりますが、
1:12:14	新規規制基準対応をしてない、許可というところでございます。以上です。
1:12:29	生活まとめ了解しました。経産省時代になるんですかね、での許可というところで認識しました。
1:12:55	等、
1:12:58	後ですね。
1:13:07	向後審査するにあたって、
1:13:10	お願いになるんですけれども。
1:13:13	例えば、
1:13:15	6 ページ目の添付 1 の耐震設計であれば、第一類 2 コールドトラップなるものが、例として入っていたりとか、
1:13:27	第 2 類で、ケミカルトラップってものがあったりとかってというような例で挙げてもらっていると思うんですけど。
1:13:35	これあの、
1:13:36	設備機器、
1:13:38	っていうものがどういうふうなものをどういうふうな、
1:13:43	ものなのかってのは先ほど本多の方からも、絵を用いて説明してくださいってというようなお願いをしましたけど、
1:13:50	その 4 ページ目とかで示しているような、図 1 とか図 2 の中で、こういうものですってというのがこの図と文章とで、一対一対応できるような形での見せ方ってものを今後はお願いできればと思います。
1:14:05	この点はよろしいでしょうか。はい。
1:14:12	はい、人形のカンダでございます。図も含めてですね、図の中或いは証憑がいいのかとか、いろいろありますけども、今現状等を改造する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:14:27	設備を新たに設置する設備に、今考えている設備に関しましてはどのような分類に対応するのかっていう観点で、まとめた資料を今後作ってご説明したいと思います。
1:14:42	社長タツモトです。ありがとうございます。私から最後になりますが、最後にご説明があった、仕様変更許可の話なんですけども。
1:14:52	仕様変更許可申請っていうのは、河口での廃止措置計画第1回第2回と今後申請されるというスケジュール感の中で、
1:15:02	どのぐらいのタイミングで、仕様変更許可申請されるものなんでしょうか。
1:15:13	はい2号の神田でございます。まず廃止措置加工事業の中の廃止措置計画変更認可申請につきましては1回目に基本方針のところを記載させていただきますけども、その中で、
1:15:28	省させていただきますけどもその核燃料物質の詰替設備を、を使うっていう程度のところの記載は、この配送計画変更認可申請の中で、
1:15:38	下記載しようと思っております。で、次にですね、仕様変更許可に関しましては1回目の廃止措置計画変更認可申請の時は対応。
1:15:49	しないことで考えております。2回目ですね詳細設計、こういったところの設備関係が、詳細なところが決まりました2回目の。
1:15:59	はい措置計画変更認可申請を、加工事業としては行いますけども、この同タイミングで同じタイミングを観光事業とは思いますが、このオペラブルで同じ仕様変更許可、
1:16:12	の例えば共用化或いは譲り渡しと、そういった観点のものに関しては、同じタイミングで仕様変更許可に回目のペーパーをグラウティング周辺の、
1:16:22	をやろうと考えております。以上です。
1:16:26	規制庁タツモトです。詳細なご説明ありがとうございます。1回目の時には、方針的なものが廃止措置計画の方に入ってくるかもしれませんが、2回目の。
1:16:36	申請の時に、同時期に仕様変更許可を出されるということで理解しました。ありがとうございます。
1:16:55	はい、はい。
1:17:00	はい。所長の本田でございます。
1:17:03	規制庁側からは確認事項という質問以上になります。この他、何か。
1:17:10	助教さんから何かあればお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:17:18	人形峠ミヤケです。すみません竹野オーナーさんからご説明あった通りで、繰り返しになって恐縮なんですけど、例えば
1:17:28	今回その単点分の添付-1とかで、
1:17:32	耐震条件についてご説明させていただいたりしたんですけど、当然この行政相談の中では寮費なんていうことはもう当然、
1:17:42	判断されるものではないと思いますので、こういったところを詳しくは実際申請させていただいた後その審査の中で、こちらの考え方をご説明させていただいて、そこで、
1:17:53	了解いただくというそういうことでよろしいでしょうか。
1:17:57	はい、規制庁の方の最後のその通りでございます。あくまでの審査の中で、市の言う経費マルバツを指針させていただきますということで今日は
1:18:10	行政相談等でこういう申請内容を考えてございますということの内容と理解してます。
1:18:20	人間のカンダでございます。
1:18:22	先ほどの耐震重要度分類の話とかですね。
1:18:28	次回はですね、そういった行政側が或いは面談へという形になるのかを調整させていただこうと思いますけども。
1:18:39	どういった観点のものをご説明させていただければなあかなと思まして今回の資料を大枠のところをご説明させていただいたんですけども。
1:18:52	時価の時にはですね、どういった観点でご説明させていただければよろしいでしょうか。
1:19:03	よろしい。すみません、いいですか。すみません。江藤。
1:19:10	あと認識あるかもしれないですけど生田目お伝えさせていただくと、審査はあくまでも申請を受けてからします。なので、申請書を受けたら、
1:19:20	今日ご説明いただいたような内容であっても1から説明してもらいます。
1:19:25	今日はあくまでも新生前野の行政相談と相談事項はあまりなかったんですけど、行政相談というか面談っていう位置付けになるので、今日の位置付けをこういう申請をする予定ですよというものをあくまで聞いただけです。
1:19:40	ただ申請以降は審査、申請の概要とかですかね、本件は審査会合前提のものかと思しますので、介護に向けた準備等を進めてもらってそこに、
1:19:53	必要なメンバーは適宜やっていくってということになりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:19:57	東川ヒガシさんのほか、
1:19:59	補足ありますか。
1:20:02	議長このヒガシです巽さんがおっしゃった通り、かなと思ってます。ただ一方でちょっとこれ人間に確認したいんですけど。
1:20:10	多分申請前に確認したいことが多分あるんじゃないかなと思っていてさっき言った中身の話じゃなくて、
1:20:17	3 ページは手続き論ですね。
1:20:20	これに関してちょっとちょっと申請ちょっとこれ申請の手続きの話なんで、
1:20:26	ちょっと規制庁さんに、こういう手続きでいいかどうか認識合わせをした方がいいかなと思いますけど、人形峠と思います。
1:20:38	人形峠ミヤケですが、比嘉さんすいません、手続き論ポスター展の枠を、1回目2回目と2回に分けて申請させていただくっていう、そのことでしょうか。はい。要は2段、1回目に基本設計に回目に詳細設計。
1:20:53	お知らせという欲しいんだと思いますので、
1:20:56	江田さんは、点数の1回目で詳細設計まで含めて、お母さんの話もあるかと思います。
1:21:08	はい。
1:21:10	その1回目に解明と、二段階で申請させていただくことについては、ちょっと規制庁さんのお考えをお伺いできればと思うんですが。
1:21:22	こちらはどう、いかがでしょうか。
1:21:29	どうもありがとうございます町の本田です。これ説明の中での社協開催主事のやつをちょっと参考にしました上であったと思ったんです。
1:21:40	やり方照岸だなと思ったんだけど。
1:21:42	それでもやっぱりまだ確認必要なんですか。
1:21:48	原子力機構の東です。最初にちょっとすいません。最終的にもう1回最初と同じかどうかはまた改めて、間違いなくご連絡しますけど。
1:21:59	それも含めて過去、
1:22:02	今回の逃げ帰るの加工事業も手続き、大丈夫ですかっていうその程度ですね。でいいですか人形峠はいそうそう、そういった認識で二段階に分けて、我々申請させていただくことで、
1:22:20	今考えております。
1:22:28	ありがとうございます。衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:22:31	3 ページのこのやり方がね、マルかバツなおかつちよつとこの辺はちよつとごめんなさい。
1:22:38	手間取りしちゃいけないんでちよつと。
1:22:41	引き取ります。
1:22:43	ただ一方でちよつと、これを直す数字じゃないのかもしないけど、東海再処理のね、こういうふうになってますよっていう。
1:22:52	最も新しいものは、主に5当社で距離によるあれがちよつと、
1:22:58	何か見せていただきたいなという気はしてますけど、いかがですか。
1:23:09	人形峠ミヤケです。はい。東海さんの所。
1:23:21	人形峠にだけです。
1:23:26	はい東海再処理とははい情報交換等会社再処理の許認可担当と情報交換をしておりますはい。東海再処理も同様に、まず1回目で、設備の基本方針、安全対策について申請させていただいて、
1:23:42	そのあと、その設工認レベルの2回目の申請をしているということは、同様ということは聞いておりますので、はい。いえ、申請の仕方は、
1:23:51	今人形峠で考えてる申請の仕方があると聞いておりますので、配布資料の仕方がランニングで考えて欲しい。片野統轄課長同じやり方となっております。
1:24:05	人形峠ミヤケです先ほど本田さんおっしゃった
1:24:08	東海再処理で、2回に分けて申請したその資料を資料が欲しいということをご要望でしょうか。補強いたします。
1:24:25	まさに、1回目科目設計とか安全対策戦略、基本積極安全対策、年度がその設工認、
1:24:36	レベルの細かなやつっていうのは、分かれば、
1:24:42	これ全く一緒ですねっていうのをちよつといえるかなと思うんで。
1:24:50	或いは、いつそういった申請をしていつ行った率で2ヶ月っていうのがわかれば、
1:24:57	そこに教えていただけます。
1:25:03	はい人形峠ミヤケです確認してご連絡させていただきます。はい、ありがとうございますよろしく申し上げます。
1:25:30	えっと、
1:25:31	減少傾向はない。どうぞ、南部委員ですよ良いですよ。
1:25:37	私人形峠の方で何かその他何か確認したいことあります、規制庁さんに。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:26:02	ないですけど、人形峠ミヤケです人形峠、瀬川はい特にありませんありがとうございます。
1:26:12	はい。わかりました。ちょっとヒガシ承知しました。私からは下宿ヒガシです。私からも特にはないです。
1:26:24	あとはちょっと私から確認あの説明で1個確認があって、
1:26:28	今後の話なんですけれども、変更認可申請は大嶋準備中ですので申請書ができたら速やかに申請するっていう方針なんですけど、
1:26:43	その後、その申請前にですねちょっとこういう
1:26:50	情報をお願いとかそういうのを規制庁さん何かご要望ありますか。
1:27:00	文字を呼ばれなければ後日私にご連絡いただければと思います。ありがとうございます。このようにしようと思います。
1:27:10	私からは以上です。
1:27:15	その他ありますか。
1:27:21	方向内容でしたら、ごさいません。はい、ありがとうございます。
1:27:27	ないようでしたら面談終了といたします。よろしいですか。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。